第28回

読谷村農業委員会会議録

第28回　読谷村農業委員会総会　議事録

開催年月日	令和７年12月25日（木）
開催時刻	14時00分　開会 16時00分　閉会
開催場所	読谷村役場　３階大会議室
農業委員の出欠状況	出席者10名　　欠席者０名

議席番号	氏名	摘要	議席番号	氏名	摘要
１番	幸喜　敦子	出	６番	棚原　靖	出
２番	知花　竜	出	７番	與久田　一徳	出
３番	伊波　正景	出	８番	山内　一真	出
４番	比嘉　健二	出	９番	真栄田　武	出
５番	儀間　景子	出	10番	比嘉　幸男	出

農地利用最適化推進委員の出欠状況		出席者５名　　欠席者３名	
氏名	摘要	氏名	摘要
津波　宏	出	新垣　勝二	欠
仲村渠　英正	出	比嘉　豊彦	出
知花　徳栄	欠	池原　昌邦	出
比嘉　光雄	欠	屋宜　清	出

事務局職員	局長　屋良　朝敬　　係長　寺西　正吾

議事日程

日程１　会長諸般の報告
日程２　会議録署名委員の指名について
日程３　会期の決定について
日程４　報告第12号　農地転用許可指令の接受について
日程５　議案第52号　農地法第３条の規定による許可申請について
日程６　議案第53号　農地法第５条の規定による許可申請について
日程７　議案第54号　非農地証明願いについて
日程８　議案第55号　農地利用集積等促進計画（案）に係る意見決定について

議長　これより第28回読谷村農業委員会総会を始めます。
―　日程１　会長諸般の報告　―
―　日程２　会議録署名委員の指名　―
―　日程３　会期の決定について　―

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、会期は本日１日限りと決定しました。
それでは次に、日程４の報告第12号　農地転用許可指令の接受について、事務局のほうから説明をお願いします。

事務局　議案書、２ページをお開きください。
報告第11号　農地転用許可指令の接受について。

議長　これは報告ですので、質問がなければ進行したいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

議長　それでは次に、日程５の議案第52号　農地法第３条の規定による許可申請について議題とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局　議案書３ページをお開きください。
議案第52号　農地法第３条の規定による許可申請について。

議長　それでは、農地法第３条の規定による許可申請についての審議に入ります。受付番号１番について、現地を確認した委員の御意見からお願いしたいと思います。７番與久田委員、どうぞ。

委員（７番）　７番與久田です。現地は長浜川の隣にある農地です。この土地は兄弟間の貸し借りで、以前からずっと農業をやっている場所で、今度借りる方もパパイヤを植える計画をしていますので、何ら問題な

いと思います。

議長　現地を確認した與久田委員のほうからは、許可基準適合表もクリアし、問題ないということで、許可相当の御意見でありました。ほかに委員からの御質問がありましたら、お願いします。

（「進行」の声あり）

議長　それでは、進行の声ですので質疑を終結して採決を行います。
受付番号１番は、許可相当で決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、受付番号１番は許可相当で決定しました。
次に、受付番号２番について、現地を確認した委員の御意見からお願いしたいと思います。棚原委員、どうぞ。

委員（６番）　６番棚原です。申請人は隣接する自作地で野菜類を栽培しており、申請地も野菜類を計画していることから、基準適合表もクリアしていますので、許可相当でお願いします。

議長　現地を確認した棚原委員のほうからは、許可相当の御意見であります。ほかに質問がありましたらお願いします。なければ進行してよろしいですか。

（「はい」の声あり）

議長　それでは質疑を終結して採決を行います。
受付番号２番は、許可相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、受付番号２番は許可相当で進達することに決定

しました。
　次に、受付番号３番について、現地を確認した委員の御意見からお願いします。棚原委員、どうぞ。

委員（６番）　写真は３ページです。申請人は現在も申請地でメロンを栽培しています。今回新たに使用貸借権を設定し、引き続き耕作するものであり、基準適合表もクリアしていますので問題ありません。
　それで地主さんと借りる側は親戚だったので、今までは契約はしていなかったので、今回は新たに契約するということで申請が上がっていますので、許可相当でお願いします。

議長　現地を確認した棚原委員のほうからは許可相当の御意見であります。ほかに委員からの御質問がありましたらお願いします。

（「進行」の声あり）

議長　ないようですので質疑を終結して採決を行います。
　受付番号３番は、許可相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、受付番号３番は許可相当で進達することに決定しました。
　次に、受付番号４番について、現地を確認した委員の御意見からお願いします。知花委員、どうぞ。

委員（２番）　受付番号４番、申請人は埼玉県さいたま市で胡蝶蘭を栽培しており、申請地では観葉植物、マンゴー、ライチの栽培を計画しています。許可基準適合表もクリアしているので問題ありませんが、申請人が埼玉在住ということで、事務局のほうから補足お願いします。

事務局　許可基準適合表は、第１号のほうで△になっていて、今現地は第三者が相対で牧草をしている状態です。その利用調整についても、比嘉豊彦推進委員に調整をお願いしていて、その利用調整が気に

なってはいましたので△にしていましたが、調整はできるということです。今回は埼玉の方が購入ということで、この方は40年ぐらい現地で埼玉の胡蝶蘭栽培をしている方で、農業的には実績があって問題ないと思っています。その方が息子に、埼玉の会社の胡蝶蘭を継いで、実際に新天地で農業をまた新たに始めたいということで、実際に沖縄にも何回か通っていて、その辺は読谷村の情報を調べる中で、読谷村でやりたいということで、いろいろ物件を探していたようです。今回の申請にあたり、実際150日できますかという条件があって、本人も実際問題県外から沖縄となると150日は無理でしょうというのが考えられるんですが、実際に本人は「やります」という計画も付けています。ちゃんとマンゴー、ライチとかの栽培で、そういう収益性とかそういった細かい資料も付けてはいますので。実際には本人がやりつつ、また別の方とも一緒にやっていこうと思っていますが、計画書では、しっかりやっていくものと思ってはいますので、その辺は事務局的には問題ないかなと思ってはいます。

実際に埼玉でも8,000平米、80アールを自作地としてやっているので、埼玉県胡蝶蘭と調べたら、すぐに出てきます。

議長　今、事務局から補足説明もありましたけれども、現地を確認した知花委員としては許可相当の御意見でよろしいですか。

委員（２番）　はい。

議長　ほかになければ進行してよろしいですか。

（「はい」の声あり）

議長　それでは質疑を終結して、これより採決を行います。

受付番号４番は、許可相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、受付番号４番は許可相当で進達することに決定

しました。
　次に、日程６の議案第53号農地法第５条の規定による許可申請について議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局　議案書22ページをお開きください。
　議案第53号農地法第５条の規定による許可申請について。

議長　では農地法第５条の規定による許可申請についての審議に入ります。受付番号１番について、現地を確認した委員の御意見からお願いします。７番與久田委員。

委員（７番）　７番與久田です。写真のほうは５ページ。この人は以前にも申請があったのですが、今回新たに建売住宅を計画していることから、許可基準適合表もクリアしていますので、許可相当でよろしいかと思います。

議長　現地を確認した與久田委員のほうからは許可基準適合表もクリアし、許可相当の御意見であります。ほかに委員からの御質問がありましたら、お願いいたします。

（「進行」の声あり）

議長　ないようですので進行します。
　質疑を終結して採決を行います。
　受付番号１番は、許可相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、受付番号１番は許可相当で進達することに決定しました。
　次に、受付番号２番について、これは事務局のほうから説明をお願いしたいと思います。

事務局　航空写真６ページをお願いします。現在は駐車場です。駐車場と

して無断で使われているような形になっています。今後については賃貸住宅を計画しており、顛末書も付いておりますので問題ないかと思っています。

議長　事務局のほうからは許可相当の御意見であります。ほかに質問がありましたらお願いします。

（「進行」の声あり）

議長　ないようですので進行したいと思います。
質疑を終結して採決を行います。
受付番号２番は、許可相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、受付番号２番は許可相当で進達することに決定しました。
次に、受付番号３番について、現地を確認した委員の御意見からお願いします。波平です、知花委員。

委員（２番）　知花です。航空写真の７ページをお願いします。申請地は建売住宅を計画していて、許可基準適合表もクリアしていますので、許可相当でお願いします。

議長　現地を確認した知花委員のほうからは、許可相当の御意見であります。ほかに御質問がありましたら、お願いします。

（「進行」の声あり）

議長　進行の声ですので、これより採決を行います。
受付番号３番は、許可相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、受付番号３番は許可相当で進達することに決定しました。

次に、受付番号４番について、これも事務局から説明をお願いします。

事務局　航空写真８ページをお願いします。現在は居酒屋いしじの駐車場として使われている部分になります。約30年駐車場として使っていて、地目が畑の状態です。無断転用という形になっています。顛末書も一応付いておりますので、問題ないかと思っています。

議長　事務局からの説明は、顛末書も添付されて問題ないということで、許可相当の御意見であります。ほかにも質問がありましたらお願いします。

（「進行」の声あり）

議長　進行の声ですので、質疑を終結して採決を行います。

受付番号４番は、許可相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、受付番号４番は許可相当で進達することに決定しました。

次に、日程７の議案第54号　非農地証明願いについて議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局　議案書24ページをお開きください。

議案第54号　非農地証明願いについて。

議長　それでは、非農地証明願いについての審議をこれから行います。

受付番号１番について、現地を確認した委員の御意見からお願いいしします。長浜。與久田委員、どうぞ。

委員（７番）　写真は９ページです。この土地は周辺が住宅地として囲まれていて、20年以上も耕作されていない農地であります。今後も継続的な利用が見込めないため、許可相当でお願いします。

議長　現地を確認した與久田委員のほうからは、証明相当の御意見でありました。ほかに質問がありましたらお願いします。

（「進行」の声あり）

議長　ないようですので進行したいと思います。質疑を終結して採決を行います。

受付番号１番は、証明相当で決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、受付番号１番は証明相当と決定しました。

次に、受付番号２番について、現地を確認した委員の御意見からお願いします。波平は、知花委員。

委員（２番）　知花です。申請地は写真の10ページです。申請地は小規模農地で、今後継続的な利用も見込まれず農地法行政上も何ら問題ないので、非農地証明でお願いします。

議長　現地を確認した知花委員のほうからは、証明相当の御意見であります。ほかに質問がありましたらお願いします。

（「進行」の声あり）

議長　ないようですので進行します。質疑を終結して採決を行います。

受付番号２番は、証明相当で決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、受付番号２番は証明相当と決定しました。
次に、受付番号３番について、現地を確認した委員の御意見からお願いします。真栄田委員、どうぞ。

委員（９番）　９番真栄田です。写真の11ページを御覧ください。こちらは枯地になっており、証明相当でいいかと思います。

議長　現地を確認した真栄田委員のほうからは、証明相当の御意見でした。ほかに御質問がありましたらお願いします。

（「進行」の声あり）

議長　ないようですので進行します。質疑を終結して採決を行います。
受付番号３番は、証明相当で決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、受付番号３番は証明相当と決定しました。
次に、受付番号４番について、現地を確認した委員の御意見からお願いします。伊波委員

委員（３番）　３番伊波です。航空写真の11ページを御覧ください。申請地は住宅地に囲まれた20年以上耕作されていない土地で、今後も継続的な利用が見込まれず農地行政上も特に支障がないことから、非農地として問題ないです。証明相当でお願いします。

議長　現地を確認した伊波委員のほうからは、証明相当の御意見であります。ほかに御質問はないでしょうか。

（「進行」の声あり）

議長　ないようですので進行します。これより採決を行います。
受付番号４番は、証明相当で決定することに御異議ございません

か。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、受付番号４番は証明相当と決定しました。
非農地証明願いに関する現地調査確認書の記載については、事務局に一任することでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、非農地証明願いに関する現地調査確認書の記載については、事務局に一任することに決定しました。
次に、日程８の議案第55号　農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見決定について議題とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局　議案書25ページをお開きください。
議案第55号　農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見決定について。

議長　ただいま意見決定について、事務局からの提案理由の説明がございました。本議案は農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第３項の規定に基づき、農業委員会の意見が求められております。皆さんからの御意見を伺う前に、議事参与の制限がありますので比嘉健二委員の退室を求めます。

（４番　比嘉健二委員　退席）

議長　では、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手をしてお願いしたいと思います。與久田委員、どうぞ。

委員（７番）　この名簿を見てみると、大分、年配の方が多いけど、途中でできなくなった場合、残りの人の負担はないかな。10年間の。途中で仕事がもうできなくなったらどうなりますか。

事務局　解約の手続をします。

委員（７番）　こっちで解約できるの

事務局　はい。解約できます。

（「進行」の声あり）

議長　質問もないようですので、質疑を終結してこれより採決を行います。

ただいま議題となっております議案第55号農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見決定については、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、議案第55号は提案どおり決定しました。

比嘉健二委員の議事参与を許します。どうぞ入室してください。

（４番　比嘉健二委員　復席）

議長　これをもちまして日程１から日程８まで、全ての審議が終了しました。議決事項における議事整理については、会長に一任することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、議決事項における議事整理については、会長に一任されました。

皆様の御協力の下、第28回読谷村農業委員会総会が無事終了しましたので御礼申し上げます。これで閉会とします。